

(第六部)

第二十四回
國會文教委員會會議錄

六五

三月九日委員田中啓一君辞任につき、その補欠として堀木謙三君を議長において指名した。	
出席者は左の通り。	
委員長	飯島連次郎君
理事	有馬英二君
委員	川口篤之助君
	湯山勇君
委員	劍木亨弘君
	松原幸平君
委員	中川一彦君
	三木與吉郎君
委員	吉田萬次君
	村尾重雄君
委員	加賀山之雄君
政府委員	竹下豊次君
文部大臣	清瀬一郎君
内閣官房副長官	松本瀧藏君
日本学術会議事務局長	本田弘人君
文部政務次官	竹尾式君
文部省初等中等教育局長	緒方信一君
文部省大学学術局長	稻田清助君
文部省管理局長	小林行雄君
事務局側	会専門員 常任委員 工樂英司君

規定によつて、文部大臣の認可を受けて学術上の国際団体の会員となつてゐたものを、それらの廢止の際、日本學術會議法第三十一条の規定によつて繼承した趣旨と、同法第二条及び第三条第二号の規定の解釈による運用によつて加入してきていたのであります。最近国際学術交流の促進はことに著しく、将来ますます国際学術団体への加入の必要が痛感されますので、この際これに関する明文の規定を設けて、日本學術會議の職務達成に遺憾のないよういたしたいと存じまして、第六条の次に第六条の二として、日本學術會議は学術に関する国際団体に加入することができると存じまして、第六条の次に第六条の二として、日本學術會議において政府が新たに義務を負担することとなる場合においては、あらかじめ内閣總理大臣の承認を経ることとの規定を明文化した次第であります。

は、同規則の定めるところによつて選挙権及び被選挙権を停止され、または当選が無効とされる旨の規定を新設することとしたのであります。

これとともに、この選挙権の行使については現行法に、一定の資格を有する科学者で登録された者のみに限るとの明文の規定がありますが、被選挙権については明文の規定を欠いてゐる。そこで、被選挙権についても、ややもすると被選挙権者は、必ずしも登録されてゐる者のみには限らないかのように解釈されるおそれがありますので、被選挙権についても、その他の若干整備を要する規定の改正を加えました。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同下さるようお願い申し上げます。

○委員長(飯島連次郎君) 本件に関する質疑は後に譲ります。

○委員長(飯島連次郎君) 次に、就学困難な児童のための教科用図書の給付に対する国の補助に関する法律案を題にいたします。

まず政府から提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(清瀬一郎君) このたび政府から提出いたしました就学困難な

童のための教科用図書の給与に対する国補助に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

現在小学校への就学率はほぼ百パーセントに近い状態にあります。が、実際の就学状況を見ますと、学校には在籍しているながら、保護者の経済的困難により、就学上必要な教科用図書の購入にあたらないため、学校に通学できないことがあります。いまだこれについて P.T.A. 等の私的な援助を受けながら通学しているといふ児童が少くありません。もとより国としては、このような困難家庭の児童に対しましては、その貧困度に応じ、生活保護法による教育扶助の制度を通じて必要な経費を給与しておりますが、なおこれによつても就学上困難のある児童が残されているという実情があります。特に教科用図書の購入は、それが特定の時期にまとまつた額の費用を要します関係から、困窮家庭におきましては相当の負担になつてゐるのであります。そもそも法令は、保護者に対してその保護する児童を小学校に就学させる義務を課しておるのでありますから、以上のように就学困難な事情にある児童に対しましては、義務教育の円滑な実施をはかるため、何らかの救済策を講ずる必要があるのでございます。学校教育法が経済的理由によつて、就学困難と認められる半齡児童の保護者に對して、市町村が必要な援助を与えるければならないと規定しておりますの

もこの趣旨にはかならないと思うのであります。この際国も、市町村が教科用図書またはその購入費を就学困難な児童に給与いたしました場合は、予算の範囲内で、これに要する経費を市町村に補助することとしたのであります。るとより、就学困難な子女に対する教科用図書の給与に対する補助は、小学校に限らず、中学校にも及ぼすべきものと考へるのですが、さしあたりこれを小学校だけに限定して國の補助制度を発足させようとするものであります。

この法律案は、以上の趣旨によりまして、國の補助の範囲、基準等について必要な事項を規定し、また付則においては、現在施行停止になつております。

以上、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略を御説明申し上げました。何とぞ十分御審議の上、御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(飯島連次郎君) 本件に対する質疑は後に譲ります。

○委員長(飯島連次郎君) 次に、教育文化及び学術に関する調査を議題いたします。

前回の委員会において説明を受けました昭和三十一年度文教予算について質疑のある方は順次御発言をいただきたい。

○湯山勇君 私は、まず義務教育費の国庫負担制度の実施の予算につきましてお尋ねいたしたいと思います。これ

は政務次官が非常にお詳しいので、政務次官にまずお尋ねいたしたいと思う

のでござりますが、文部省の方でお示し下さいた予算については、自治庁との連絡調整は十分おつきになつていい

折衝をいたしましたけれども、自治庁との間の調整はできている。こう考

えております。

○湯山勇君 これは事務担当の方にお尋ねするのが適当かと思います。

のでお尋ねいたしますが、政務次官は、

今おつしやつたように自治庁との調整はできているものと御発言になつてい

らつしやるのですが、具体的に定数と

あるいは単価、あるいは昇給昇格財

源とか、そういうものについて自治庁

と完全に一致しているかどうか、もし

資料があれば、その数字をあげて御説

明いただきたいと思います。

○政府委員(緒方信一君) ただいま私

がおつしやつたように自治庁との調整

はできています。政令で定められておりま

す。政令で定められておりまして、この

算定では、政令県、非政令県で区別がある

のです。政令県と非政令県で区別があるのかないのか。私は文部省の定数の

算定では、政令県、非政令県で区別があるかないのか、御説明願いたいと思いま

す。

○政府委員(緒方信一君) 政令県につきましてはこれは算定方式がきまっています。政令で定められておりまして、この

算定では、政令と別の取扱いをいた

しております。一般県につきましては、この

算定では、政令と別の取扱いをいた

しております。政令と一般県と違つてお

るか、一つよくわかるように、その理由をあわせて一つ……。

○政府委員(緒方信一君) 政令県につきましては、ただいま申し上げました

ように、政令百六号で人員の算定の方

式がきまつておりますので、その方式によつて出しております。つまり学級数

に対して、小学校におきましては

十二分の十三、中学校におきましては

九分の十三、これが一つの基礎になり

ます。それに対しまして学校数を加え

まして、一一これは校長の数でございま

すが、その総和に対し一・〇三を

かけたもの、つまり三%をそれに対し

てさらに加えたものをもつて人員をはじき出しております。これが政令で

きましたと、いろいろな点が、政

料によりますと、いろいろな点が、政

令県、それから一般県といふように区

けに見ておる——給与単価をどれだけ

に見ておる、それから昇給昇格財源を

どれだけに見ているといふような資料

を、この次だけつこうございますか

そこで文部省の方からいたいたいた

は、いずれも一学級に対して一人ずつ

にして、新たにふえる児童生徒に対する教員配置の面で、政令県の方が非政

令県よりも有利になつてゐるか、ある

いは逆になつてゐるか、そういうこと

を今お尋ねしているわけであります。

別しておりますが、政令県と一般県と

で給与の単価が違うといふようなこと

については、私はある程度了解できる

ところです。それで、その総学級といふもの

面もありますけれども、定数の算定の

面もありますけれども、定数の算

○政府委員(緒方信一君) そういう意味において申しますと、政令県は十二分の十三、九分の十三に対して、一般県は学級増に対して一人、こういうことがあります。

○湯山勇君 そうすると結論的に言えば、政令県の方が、小学校においては十二分の一、それから中学校においてはなんばになりますか、ちょっと計算するひまがありませんけれども、とにかくそれだけ有利になつて、こういうことになります。

○政府委員(緒方信一君) これは増加

分だけをとつて比較するということ

になるか、一般県の方につきましては、そ

従来の実績の上に加えますので、そ

れを平均したもののが全体の平均の一学

級当たりの教員数ということがあります

ので、増加の算定だけは今おつしやつ

たよろになります。しかし全体について申しますと、さほど變りはないの

で、増加の算定だけは今おつしやつ

たよろになります。しかしながら、この

点だけをとつて比較するといふこと

になりますが、これは御承知のとおり

です。

○湯山勇君 そこで最初に次官にお尋

ねした点に返るのでございますけれど

も、もしも文部省の方で、今お話のよう

に教育の立場から見て、中学校の方がたく

さん要るということはよくおわかりで

あります。私は受け取るので、そこ

でそれはそういうことにしたとして、お尋ねしたいのは、政令県では今

のようには受け取るので、そこ

でそれはそういうことにしたとして、お

尋ねたいと思います。

○政府委員(竹尾式君) お話をよくわ

かっておりますが、これは何と申し上

げました。地方財政計画にも非常な影

響を及ぼすことでございまして、文部

省としては当然やらなくややならぬ。

省としては当然やらなくややならぬ。

ただ、そのうえで、地方財政計画が

できておれば、本年こういふ

結果が生れるような実績は過去にお

いて出てこなかつたと思います。にも

かかわらず、昨年あるいは一昨年あたり

から率をだんだん下げて参りますとい

うふうの事情があつて今日になつてお

るふうの問題に操作があります。

○湯山勇君 そこで私はこの際お尋ね

いたいのは、なるほど地方財政が逼

迫しておるという事実は私どもよく

同じく一名、一名ということにいたしましたのであります。これは御承知のとおり、昨年の実績から見ましても、なるべく実績負担の割合もござります。それからもう一つは、中学

校におきましては、来年度は児童数が

十一万でございますか、ふえますけれ

ども、再来年になりますとこれは減る

わけでございます。そういう関係もございまして、若干何と申しますか、最

近の地方財政の状況もござります

、また再来年度にすぐ減つてゆくと

いう事情もありますので、一学級に一

人という予算を見ておけば、大体それ

でまかないがつくのではないか、こう

いう見通しもございまして、中学校に

ついて一人といふのを見たわけでござ

います。

○湯山勇君 そこで最初に次官にお尋

ねした点に返るのでございますけれど

も、もしも文部省の方で、今お話のよう

に教育の立場から見て、中学校の方がたく

さん要るということはよくおわかりで

あります。私ははどうも文部省のやり方と

その犠牲をしいるといふようなこと

をこういうふうに政治的にやるといふ

ことは、私はどうも文部省のやり方と

その犠牲をしいるといふようなこと

をこういたしたいと思います。

○政府委員(竹尾式君) まことにご

存じておりますけれども、こういふ義

いかといふように思ひます点が一点

と、いま一点は、来年度はふえるけれども、再来年度減るといふことを今日

考慮して、中学と小学校を同じにして、

その御意見とは受け取れません。と申

しますのは、教員の配置が少ければ、

それが教育効果に影響があるといふ

ことは、これは当然でございます。そ

こで再来年児童生徒が減るからといふ

理由のもとに本年の全国の中学校の子

供たちの、あるいは来年の子供たちに

等々には優先を認めていただいて進み

たいという考えは十分持つておるので

ございますけれども、これは湯山委員

さんのお言葉にもござります通り、や

はり国の財政全体を見通してやらな

きやならぬという立場におきまして、

私どもの意見があつて意見通りに通らな

い場合もあるといふことを一つ御了承

願いたいと思います。

○湯山勇君 最後に次官にお尋ねいた

たいの点についてお尋ねいたいのでご

ざいます。と申しますのは、次官が

特にこの点についてはよく御承知でござ

りますから、将来、現在のこの制度

でございますから、地方財政がこのよ

うでございますね、地方財政がこのよ

うな情勢にあるとでは、この制度自体

でございますから、将來、現在のこの制度

でございますから、地方財政がこのよ

うでございますね、地方財政がこのよ

○湯山勇君 次に、僻地教育ですけれども、僻地教育の振興費の中で、非常に交通不便なところですね、通学にすこぶる時間のかかるようなところ。そういうところがたくさんあります。そういうところでもたくさんあります。そういうところにもう今日林道ができたり、あるいは新しく道路ができたりしまして、とにかくそれらの子供を輸送してやるということは可能であるというようなところに対しては、何とか文部省の方でも交通機関についての補助をしてもらいうようなことを。これは私は新聞で、文部省が発表されたのが何かを見たござんな記憶がありますが、その分はどこへ入っているのでしょうか。

たりするように、発電機ですね、それを備えつけようというようなことを各都省で計画されておるといふより前にございましたが、それはどのようになつておりますでしょうか。

○政府委員(竹尾式君) その点につきましても、実は多額ではございませんでした。予算の要求をしたのでござりますが、やはり来年度はいろいろな都合でちよつと実現を見なかつたのでござります。この点でスクール・バス及び電灯の問題、これをできるだけ早く機会に実現したい、こういう非常な熱意を持つておるわけですがござつて、御了承お願ひいたします。

体的ですけれども、今の僻地教員の精神的な物質的な、何といいますか、優遇といいますか、優遇よりも補いですか、なども、そういうことに対する具体的な措置についてはどういうことをお考えになつていらっしゃるでしょうか。

○政府委員(竹尾式君) 今お話を地域給を増すかあるいは手当を増額するか等々のお言葉でございましたが、これはできれば勤務地手当などを何かの形で、今の勤務地手当制度ではちょっと当てはまらないと思しますが、もし当てはまらなければ、僻地手当あるいはその他の別途の方法でやりたい、こういう考え方を持っておるのでございまされども、御承知のように勤務地手

ので、この点を訂正しておわび申し上げます。

○湯山勇君 大へんことになつたのですが、それはどうして入れてはいけないのでですか。

○政府委員(緒方信一君) 一般教科書を無償で給付するということで、今年度は予算を計上したわけでございまして、理療科につきましての教科書はこのたびは対象にしていないわけではあります。いけないという理由はございません。

○湯山勇君 した方がいいんでありますよう、まだすべきでしよう。これは理療科といいましても、ほかの一般の高等学校に理療科といふものはある

そういう努力をいたしたいと思います。
○湯山勇君 学校給食ですけれども、
これはまあいろいろな点からお尋ねにな
ければならないと思いますが、本年度
の余剰農産物、それと予算との関係
はどういうふうになっております
でしょうか。

○政府委員(小林行雄君) 御承知のと
うにこの余剰農産物を受け入れると、
ことで、前国会で、米国と協定を結
び、御承認を得たわけでございます。
その当時の余剰農産物の協定によりま
すと、洋童服用の三百万ドルの綿花を
け入れということが実は加わったわけ
でございます。で、三百万ドルの学費

○政府委員(結方信一君) 来年度は財政の都合等がござりまして、そこまで施策は伸びなかつたのであります。予算の計上は見ておりません。

○湯山勇君 文部省としてはそういうことをおやりになるという意思是持つていらっしゃるかどうか……。

○政府委員(竹屋代君) そういう点につきましては十分持つておるのでござります。まして、実は来年度もスクール・バス等々につきまして、予算の要求はしたのでござりますけれども、最後になつりましてこれは少し削られまして、来年度は遺憾ながら……何かの場合に機会をまつ先にとらえまして、その点につきましては及ばずながら実施をしたい、こういう考え方でおるわけであります。

○湯山勇君 今一緒にお尋ねすればよかったです。たのですけれど、あとになりますと、したが、同じように僻地の学校に対しても、電灯のない学校、そういうところ

されておる中に、教員の交流が非常にむずかしいということが一つ問題になつておりますが、実は僻地の教員に対する待遇が悪いために非常に大きなかつた各府県とも教員交流の障害になつておるわけでござりますが、僻地手当を現在の地域給などと同じように率計算にするというようなことにするか、あるいは現在定額でやつておる僻地手当を増額するとか、あるいは僻地の教員に対する研究費等の名目のものと、その精神的な何といいますか、医療の施設を講ずるとか、そういうことはお考えになつておられるかどうか。

○政府委員(竹屋茂君) そういう点は実は十分考えておるわけでございまして、今湯山委員のおっしゃられたよるな点をできるだけたくさん取り入れまして、これも近き将来に実現をはかりたい、こう考えております。

○湯山勇君 それについての構想はおありでしようか。先ほどのスクール・

○政府委員（緒方信一君） ちよつと
私、湯山委員におわび申し上げなけれ
ばなりませんが、先ほど盲学校の高等
部の学生の教科書の問題につきまして
お答えしました中に、理療科の教科書
も対象になるとお答え申し上げました
が、これは誤りでございまして、
理療科の生徒の使う一般教科書という
意味であれば対象になりますけれども、
理療科に使います教科書という

のはずはないわけでございますから、あの人たちにとつてはそれが唯一の職業の教科書ですから、しかもその教科書が非常に高いということを聞いております。いろいろ種類があるということも聞いてはおりますけれども、しかしされにしてもそれを補助対象にするといふことは、私は今回こういう措置がとられることとの関連において当然な措置だと思いますが、局長も同じお考で先ほどああいう御答弁をなさつたと思うのですが、いかがでございましょうか。

○政府委員(猪方信一君) このたびの措置といったしましては、繰り返して申し上げますが、一般教科書に対しまして、これを供給するための補助金と、またそれにつけ加えて申し上げますと、点字の教科書を作ります製版機、印刷機、これを付してございますが、これだけを今度は計上しておるわけで

用の綿花、大体一万五千俵の贈与をうけて、これでまあ学童に無償配給し——学童に低廉な値段で配給しようと、ということでアメリカと折衝してきをやわけですが、米國の方といふとしましては、これをせひ全部全く無償で学童の手に渡すならばよろしいけれども、多少でも学童の負担になるよとな、父兄負担になるような配給の仕方など、いろいろは困るということで、そのためには非常に多額に加工費等が要ることになります。約十五億程度の大きい金が必要ことになりますので、これはいろいろ政府部内でも相談をいたしましたのでござりますが、こうした多額な経費はとても財政の現状では負担できないと、いうことで、まあある程度余裕を出して低廉な価格で配給したいということで交渉したわけでありますけれども、アメリカの方は最後まで無償配給といふことで、もしこれが不可能な場合にはこれを給食物資に振りかえ

卷之三

卷之三

卷之三

で、一応その学童服用の綿花三百万ドル分を全部学校給食用に振りかえるといふことにいたしたわけでございま

その結果、大体本年度におきましては、給食用の物資の予定数量でござりますが、小麦が十八万五千トン、それからこの十八万五千トンのうち贈与は十万トンでございます。そうして輸入が八万五千トン、それからミルクにつきましては、総体の数字が一万九千五百トンでございまして、そのうちアメリカから贈与されるものが七千五百トン、輸入分が一万一千五百トン、国産の大体給食の人員は小学校が六百三十八万、中学校が五十万、こういうような数字に一応なるわけでございます。
で、予算との関係でございますが、本年度からは中学校にもこの学校給食を希望する学校には普及したいという方針でござります。これによりますと、これは中学校の方もある程度希望する学校が出てくるであろうということを予想したことでございます。それとあわせて小学校の方にもさらに普及する。実際現在でも日々増加の傾向にありますので、小学校、中学校合せて一億五千万という計画でございます。
それからこの物の段階の関係でございますが、これは食管の方に給食費の小麦についての補助は載つておるわけでございますが、大体学校給食の現在十想しております父兄の負担は、現行

で申しますと一回分五四円十銭、それからミルクが一円十銭、副食が八円五十五銭、合計して十四円七十銭というのものが一円四十銭でござりますが、現行の父兄の負担額でござりますが、小麦につきましては約五十七銭程度安くなりまして十四円七十銭が十四円五十銭程度になる。パンをとりますと五円十銭のものが約五十銭程度で四円五十九銭程度になる。それからミルクにつきましては、一円十銭のものが一円四十銭になる。だから副食は、これは四銭になる。大体据え置きでございますが、總体として五十七銭程度安くなる見込みで一応の計画を立てております。

それから予算上新たに加わりましたのは、これは教科書の準要保護児童と同じような趣旨でございますが、従来学校給食につきましても給食費の負担ができない、そのためにはかの学童の給食費あるいは学校で徴収するいろいろな経費の中に含めてその子供たちの給食費を徴収しているといったような準要保護児童の問題がございましたので、本年度は、これはまあ私どもの数字から申せば必ずしも十分なものではございませんけれども、一応五千七万円を確保いたしまして、本年度から給食上の準要保護の施策も考えたい、こういうことになつておるのでござります。まあ一応予算との関係は大体そぞろいどころでござります。

○湯山勇君 そこで非常にわかりにくいのは、三十年度ですね、これは食管の方で約十七億ありましたと、それから贈与分が一千万ドル近くあつたのじやありませんか、小麦が。それらを合せますと、その贈与分だけで、予算に組んでおった十七億を上回るほどの額の贈与があつたわけですから、そ

いうものと平均しますと、小麦の値段、パンの値段が何十銭ぐらいしか下らないとか、そういうことはどうも私は納得がいかないし、さちにまた来年度と申しますか、現在の余剰農産物の受け入れでも相当額の贈与があるようございます。そういうものを入れますと、私はひとつとするとこれは全部小麦はただになつてもいいのじやないかといふぐらいな計算が出るのじやないかと思うのですが、一体今年度の食管ではどういうふうに予算を組んでおるか、それから贈与分をどういう措置をしておるか、食管の中にどれだけ見込んで入れてあるか、そういうような点について局長の方ではどういう御見当になつていらっしゃいござつか。

程度浮いてくる分があるわけでござりますが、そういうものは、何と申しますか、準要保護児童の経費とかあるいは施設設備の拡充に回すといふようなことで、農林省と大蔵省の間に折衝があつたように承わっております。○湯山勇君 この施設の補助にしておわざかに一億円ふえよばかりですしそれから準要保護児童の給食にしても五千万だから、結局本年度ふえた分といふのは一億五千万しかないわけです。ところが贈与分は昨年の贈与だけでも約一億五千万ドルですから、これは邦貨に換算すれば一千五億額になります。もちろんその単価の計算の仕方が違うといふことも聞いておりますけれども、それにも二十億あるいはそれ以上の贈与があったはずだございますが、そういうのに対してわざかに一億五千万円くらいな予算増で、果してその他の部分がどこへ行つたか、その他の部分で五十銭くらいい安くなつたということだけではございませんから、それまでに資料を整えていただけませんでしょうか、どれだけどうなつてどうというやうな……。○政府委員(小林行雄君) 本年度は御承知のようにまだ細目協定と申しまして、いろいろ受け渡しの条件についての細目協定が妥結していないかった関係から、三十年度は贈与が現実に行われおりません。三十一年度から始まつて四年間継続するというように大体話し合ひができるいる事情でございま

す。従つて三十年度に贈与がある、その利益があつたということは実はないわけでございます。

それから約一千万ドルのということです。従つて三十年度に贈与がある、市場価格で実は計算して、たとえば小麦なら小麦一トン幾らという市場価格で計算したものでございまして、實際從来、たとえばミルクにいたしまして、計算したものが市場価格で計算いたしましたと一ポンド当り十六、七セントといふものを、日本には給食用として輸入する場合には特に二セントで向々が出してくれるといったような支払制度ができるわけでございます。

この贈与分を計算いたします場合には現在やういった支払制度で輸入しているにかかわらず、市場価格で計算しておりますですから、それほど大量なものには実はならないわけでございます。

なお、私どもの方で農林省あるいは大蔵省と話し合いまして、資料としてできるものは提出したいと思います。

○委員長(飯島進次郎君) 今の問題に関連して、資料を提出していただきたいと思います。それは昨年の予算と今の中学校給食に関する本年度の予算を見ると、農林省所管の食糧斤の予算で合計一億あまり減っているのですね。その二億のうち、特に食管特別会計の繰り入れで一億五千三百七十万余円減つておりますが、これはどういうわけでこんなに減らしてあるのか。

それから第二には、国内産豚脂粉乳購入費補助で四千七百余万円、これも昨年よりも減つてゐるわけです。これはおそらく単価が下つたからという説明じゃないかと思うのだけれども、ど

うもこういう点、学校給食の現状から見れば、文教当局としては後退のように感ぜられて、こういうところを一体どういう理由で承認をされておるのか、これらの点も実は明らかにしらいたいと思います。

○政府委員(小林行雄君) 初めの方の食管の関係については農林省、大蔵省とも詰し合いをいたさなければなりませんが、できれば直接大蔵省なり農林省の方を呼んでお尋ねしていくたまくと一番よいと思います。

な、国内産脱脂粉乳の金額が昨年に比べてかなり減つておりますが、これは実は昨年度と申しますか、三十年度は、約二千トンを予想したのでござりますけれども、国内産の脱脂粉乳の需給関係から、実際は三百トンしか購入し得ない国内の需給状況なのでございます。それでそりいつた現状から、来年もかなりその点は減らして、数字をこれは現実に合せて、とても一千トンは購入し得ないだらうという実際の市場状況でございますので、減らしたわけでございます。

○湯山勇君 この学校給食の点につきましては、私はわからないところが非常にたくさんございますから、次に資料をいただいたときに、またお尋ねいたしましたが、現在文部省には視学官は六名増員する、従来二名であったのが八名になるというふうにおつしやいましたが、現在文部省には視学官は何人おるのでござりますか。

○政府委員(緒方信一君) 初中局いたしまして二人でございます。

○湯山勇君 文部省全体では何名おりますか。

○政府委員(緒方信一君) 初中局二

人、大学局四人、合計六人でございます。

○湯山勇君 これは予算書の間違いでしようか、この予算書を見ますと、視学官が二十二名となつておるのであります。三百四十五ページです。十三級十四名、十二級八名。

○政府委員(緒方信一君) そのほかに、その中には社会教育官も含んでおり予算面ではふえております。

○湯山勇君 ちょっとわからないのでですが、視学官は何名ですか。ほんとうの視学官といふのは。

○政府委員(緒方信一君) なほはだ恐縮でありますが、予算定員と実員とをよく調べまして、あとで御報告をしたいと思います。

○湯山勇君 この六名の視学官といふのは、どういうことをする予定でいらっしゃるか。

○政府委員(緒方信一君) 初中局における視学官でございまして、初等中学教育における教育内容の点につきまして仕事をいたすわけ

でございまして、具体的に申しますと、文部省で担当いたしまする学習指導要領の内容につきまして、ふだんに研究をいたしまして、これらの改訂等の必要な場合には改訂の仕事をする。

○湯山勇君 この学校給食の点につきましては、私はわからないところが非常にたくさんございますから、次に資料をいただいたときに、またお尋ねいたしましたが、現在文部省には視学官は六名増員する、従来二名であったのが八名になるというふうにおつしやいましたが、現在文部省には視学官は何人おるのでござりますか。

○政府委員(緒方信一君) 初中局いたしまして二人でござります。

○湯山勇君 文部省全体では何名おりますか。

○政府委員(緒方信一君) 初中局二

でございます。そういう初等中学教育に対しまして教育の内容につきましてのいろいろな仕事をいたします。

○湯山勇君 私が特にお尋ねをいたしののは、現在は初中局に視学官が二名でこと足りておる。で、こういうことは全面的に賛成しておるわけではありませんけれどもとにかく現在定員

名でこと足りておる。で、こういうことは全面的に賛成しておるわけではありませんけれどもとにかく現在定員を増すということは非常にやかましいときでございます。こういふときに、現在二名のものを新たに六名ふやして、ですから四倍になる。こういう率から言えば、ずいぶん思い切った視学官の増員ですから、これについてはよほど大きな重大な理由がなければ、これは、さきの僻地の発電機さえ抑えたりするような大蔵省が、簡単には認めないと、思っています。

○湯山勇君 この六名の視学官を増員は。そこでこの六名の視学官を増員しなければならないといふ、その切実性といいますか、そういうものはいつたいどういうところにあつたのか、そういう点について、もう少し詳しく御説明をいただきたいと思います。

○政府委員(緒方信一君) ただいま、従来は初中局におきまして視学官二人で事足りておるといふお話をございまして、私どもとしましては事足りていないと判断をいたしたわけでござります。初等中等教育の内容につきましては改訂の仕事には努力をしたいと考えております。

○湯山勇君 局長の御説明では、今まで車足りておると言つたけれども、足りてなかつたんだ、従来たつて、といふお話をされども、これはもしそうちつたか。今度に限つて特に増員しなさらないと、思つた。この点はどうなんでしょう。

○政府委員(緒方信一君) 従来におきまして十分徹底しなければなりませんし、そういう仕事にも当ります。

○湯山勇君 なほはだ恐縮でありますが、それら全般の事務に当るわけ

でござります。これは専門のそういう職員は相当ございますが、その上に視

教育内容の研究並びに地方に対しまする指導、それら全般の事務に当るわけ

でござります。これは専門のそういう職員は相当ございますが、その上に視

も、この内容の刷新改善ということでは、文部省特に初中局といたしましては最も力を入れなければならない仕事ではあります。

○湯山勇君 それでは局長にお尋ねしますが、先般愛知県で学区制の問題がありましたときに、局長は、そういうふうの指導とかいろいろなものは、あまりやるべきことじやないというよう

なことをおつしやいましたが、もしこれでござります。そこで力をしていかたい、かようありますので、今申し上げました数字よりも予算面ではふえております。

○湯山勇君 ちよつとわからないのでありますが、視学官は何名ですか。ほんとうの視学官といふのは。

○政府委員(緒方信一君) なほはだ恐縮でありますが、予算定員と実員とをよく調べまして、あとで御報告をしたいと思います。

○湯山勇君 この六名の視学官といふのは、どういうことをする予定でいらっしゃるか。

○政府委員(緒方信一君) 初中局における視学官でございまして、初等中学教育における教育内容の点につきまして仕事をいたすわけ

でございまして、具体的に申しますと、文部省で担当いたしまする学習指

導要領の内容につきまして、ふだんに研究をいたしまして、これらの改訂等の必要な場合には改訂の仕事をする。

○湯山勇君 この学校給食の点につきましては、私はわからないところが非

常にたくさんございますから、次に資料をいただいたときに、またお尋ねいたしましたが、現在文部省には視学官は六名増員する、従来二名であったのが八名になるというふうにおつしやいましたが、現在文部省には視学官は何人おるのでござりますか。

このたびは実現をみたということになります。

○湯山勇君 それでは局長にお尋ねしますが、先般愛知県で学区制の問題があつたときに、局長は、そういうふうの指導とかいろいろなものは、あまりやるべきことじやないというふうなことをおつしやいましたが、もしこれでござります。そこで力をしていかたい、かようありますので、今申し上げました数字よりも予算面ではふえております。

○湯山勇君 ちよつとわからないのでありますが、視学官は何名ですか。ほんとうの視学官といふのは。

○政府委員(緒方信一君) なほはだ恐縮でありますが、予算定員と実員とをよく調べまして、あとで御報告をしたいと思います。

○湯山勇君 この六名の視学官といふのは、どういうことをする予定でいらっしゃるか。

○政府委員(緒方信一君) 初中局における視学官でございまして、初等中学教育における教育内容の点につきまして仕事をいたすわけ

でございまして、具体的に申しますと、文部省で担当いたしまする学習指

導要領の内容につきまして、ふだんに研究をいたしまして、これらの改訂等の必要な場合には改訂の仕事をする。

○湯山勇君 この学校給食の点につきましては、私はわからないところが非

常にたくさんございますから、次に資料をいただいたときに、またお尋ねいたしましたが、現在文部省には視学官は六名増員する、従来二名であったのが八名になるというふうにおつしやいましたが、現在文部省には視学官は何人おのでござりますか。

○政府委員(緒方信一君) 初中局二

対して、あるいは指導主事等に対しても教科指導のまた指導をすると、こういうふうにとれるのですけれども、この説明書によれば「生徒指導等に要する経費」となつておりますので、直接生徒指導ということはどういうことをされておられるのか。

うもその点はつきりいたしかねると思
います。そこでこの視学官の役目は、
この説明にある通りに生徒指導が重点
なのか、学習指導要領等の教科内容の
指導、そういうことが重点なのか、ど
ちらが目的のか、それはどういうふう
になつておりますか。

ないのですが、今局長の言われたようにとにかく新規に「生徒指導等に要する経費」としてこれだけの予算措置がなされて、視官官が若十名置かれた。他のものは従来からやつておったことですから、そろすると、新たに増員された六名の視官のおもな任務は、こ

費といふものの説明をしなくていいわけでしよう。従来の視学官だつて校外生活の指導に触れてはいるが、生活指導もやつておったわけですから、今の御説明によれば、新たにこういう項目を設けて説明をする必要はないわ
けでしよう、局長の言われる通りであ

増額した上で回すということならばいいと思いますけれども、こうひょうやり方はどうも私はおもしろくないやり方だと思いますが、これはどうお考えで

申しますのは、あるいは生活指導とも称しておりますけれども、学校内外におります生徒の生活が適切に参りますように、言葉をかえて申しますと、いろいろな非行問題等がありますけれども、そういうことを防止し、適切な生活の指導をしていく、これがまあ一口指導等に要する経費」は今度初めて新規としてこれをとつたわけでござります。そのほか先ほど申し上げましたような学習指導要領の改訂をいたしますとか、あるいはその趣旨を十分徹底しますとか、あるいはいろいろな講習会などをやります等の費用は從来も経費が

わかるように生徒指導が重点である、生活指導が中心である。しかし生活指導というものは教科指導を離れてはあり得ないから、そういう面を通じての教科活動は行われるかもしませんけれども、これが置かれた趣旨は、あくまでも学校生活の指導、生徒指導であ

○政府委員(緒方信一君) どうもはな
はだ同じことをお答えして恐縮いたし
ますが、予算として、これは先ほどか
ら申しますように、生徒指導の予算は
今までなかつたのでございまして、そ
れも視学官の活動の一つとしてここに
関連させて、それはもちろん説明はな
いところです。それで、要するにこ

○政府委員(竹屋六君)　この法律は、これは御承知のよろしく議員立法でありました法律でございまして、この法律ができるときも非常に問題になりました。ぜひ私学を入れてくれということ非常に強い要望がありました。が、大蔵当局や、その当時の私たちの与党の

に申しますとそういうことであります。生徒に對しまして、これは教科活動とは申し上げられぬかもしれませんが、教科外活動をいたしまして学校では力を入れておるわけでございまして、それに對しましてその仕事の効果をあげるために地方におきまして研修会などを開いて、その効果を上げるために、どうぞ力をお貸し下さい。

る。こういうことならおかれます。」
かしそうでなくて、どちらもどうでも
ということであれば、別にこういも
のを置く必要もないし、新規にやる必
要もないと思うので、一つあやまつ
と明確にその点、私が言つたような解
釈でいいのかどうか。

これまでお聞きすれども、子集めしてこれを新たに取つたといふことでござります。そのほかの仕事はしなくていいかと申しますと、そうじやんさいません。視学官の任務は先ほどから申す通りでありまして、ただ従来なかつた生活指導の地方に対する徹底、これは十分やつて、きたゞいふらのが頼言

方で政調会長などたいへん歓迎いたしましたが、当然これはやむを得ず私学の方はまして、これはやむを得ず私学の方は除外せざるを得なかつた。その後産業教育振興法の関係もございまして、やはり私学に対する補助でござりますが、当然これはやるべきである。こういう考え方を私どもは今でも持っております。ところまことに筋の通りでござります。

学校講会室を借り、地方はおもむろして
もそういうものを持ちたいと思つてお
ります。そこで地方の今おつしやいま
した教育委員会の職員、指導主事や
ら、あるいは学校の先生を集めまして
生活指導に関します十分な打ち合せを
し、あるいは文部省で考えております
方策につきまして趣旨を徹底していく
たい。これはまた視学官の職務内容に
も入ることと存じます。

もこれは生活指導と申しまして生活を
規律していくいろいろな指導はいたし
ますから、教科に伴つてもこれは行わ
れことがありますかもしませんけれど
も、一般的に申しますと教科外活動と
して学校で行われるのが実態でござい
ます。従いまして教科の指導というこ

てあります通りでございました。この予算を取つて始めたということは、これは事実でございます。しかし増員されました視学官が生活指導の仕事だけをするということじゃございません。これは從来視学官が二名おりましたけれども、この二名の視学官が担当しておる仕事を同じ仕事を担当する、それ

○湯山勇君 じゃまあその問題は一応それで終りまして、次に理科教育振興ですが、これは理科教育振興法ができた当時からの問題で、私立学校をなぜ対象にしないかといふ問題があつたと思ひます。この間の御説明によれば、本年度はこの中から一千万円を予算措置によつて私立学校の補助にするといふ

振興の予算が減りましたが、これはと
く御承知の通り、補助金の整理に
ひつかかりまして減ったのでございま
すが、その減ったのは別といたしまし
て、どうしてこの私学だけ何とか入
れて差し上げたい、こういう私どもの
素のものとに、これもなかなか実は入
りにくかったのですけれども、最後の
最後にぎりぎりになつて一千万だけ

○湯山勇君 明確にしておきたいと思
うのですが、最初局長の御説明は学習
指導要領等教科指導のことを強調して
おっしゃっていました。今生徒指導の
ことはどちらかといふことをお尋ね申し
上げると、それは生徒指導もやるのだ
といふような御説明であったので、ど
とに言つてしまふと若干はみ出さずわけ
でござります。しかし学校の教育活動
の一面でござりますから、それらの学
校の教育活動の一面对つきまして視学
官は担当していく、こう申し上げて差
しつかえないと思います。

と先ほどから申すように教育内容についての研究並びにこれに附隨する仕事でござります。

うことは想言としては私は大へんび
こうだと思うのですけれども、しかし
この数字を見ますと、昨年よりもずい
ぶん減つてあります。その減った中が
らさらに私立学校に回すということに
なれば、従来の公立学校に対する振興
費の補助はまたうんと減ることになる

人へたわけでござります。いろいろ御不満の点もございましょうが、やるべきものでござりますから、ちよどその機会をとらえてやつたといふことにかかりますので、できるだけ理科教育振興の費用それ 자체を特に上げなければならぬと思います。こゝいう小さい金で

は、非常に趣旨としては私はまことにけつこうな法律だと思いますが、何しろ高等学校まで補助金を差し上げますから、各校ともに非常に少い補助金になりますが、これこそできるだけ近き将来にもう少しできればたくさん増額をいたしまして、理科教育の振興をはかりたい。ただこの機会に減ったのはまことに残念でございますが、私ども趣旨は今申し上げたような次第でござりますので、何とぞ一つ御了承を願いたいと思っております。

○湯山勇君 今回の次官の御説明は大へんよくわかりましたし、実情さもあるうと思われますが、これは法制定当時の経緯から考えましても、一千万にしろ私立学校に補助を出すということになれば、当然法改正が必要になると思いますが、この点はいかがでございましょうか。

○政府委員(竹尾式君) ちょっと聞きそなつたので……。

○湯山勇君 法律ができるときの建前から申しまして、法を改正しなければ私立学校へは出せないということになるのじやないかと思うんですが、法改正は御用意になつておられますですか。

○政府委員(竹尾式君) こまつともなお尋ねでございまして、これは法律の改正を必要とするという意見も非常に強いのでござりますけれども、いろいろ中で操作できるかどうかということも検討したのですが、このまでもできないことはないといふ結論に達しまして、その点は大蔵省も了承しているのじやないかと考えております。しかしながら、何と申し上げましても、これは法改正をするのが建前なんでござい

まして、これはまあここまで申し上げていいか悪いか存しませんが、大蔵省からは、各校ともに非常に少い補助金になりますが、これこそできるだけ近き将来にもう少しできればたくさん増額をいたしまして、理科教育の振興をはかりたい。ただこの機会に減ったのはまことに残念でございますが、私ども趣旨は今申し上げたような次第でござりますので、何とぞ一つ御了承を願いたいと思っております。

○湯山勇君 今の次官の御説明は大へんよくわかりましたし、実情さもあるうと思われますが、これは法制定当時の経緯から考えましても、一千万にしろ私立学校に補助を出すということになれば、当然法改正が必要になると思いますが、この点はいかがでございましょうか。

○政府委員(竹尾式君) ちょっと聞きそなつたので……。

○湯山勇君 法律ができるときの建前から申しまして、法を改正しなければ私立学校へは出せないということになるのじやないかと思うんですが、法改正は御用意になつておられますですか。

○政府委員(竹尾式君) こまつともなお尋ねでございまして、これは法律の改正を必要とするという意見も非常に強いのでござりますけれども、いろいろ中で操作できるかどうかということも検討したのですが、このまでもできないことはないといふ結論に達しまして、その点は大蔵省も了承しているのじやないかと考えております。しかしながら、何と申し上げましても、これは法改正をするのが建前なんでござい

まして、これはまあここまで申し上げていいか悪いか存しませんが、大蔵省としては法改正には反対なようでござりますが、もともとこれは議員立法でござりますから議員の方の方からこれを出されるということに対しても、これは議員の権限でござりますので、その点まで私どもはとやかく申し上げる筋合ではない、こういふうに考えております。

○委員長(飯島連次郎君) 速記を始めます。

〔速記中止〕

○委員長(飯島連次郎君) 速記を始めます。

第三四九号 昭和三十一年二月一日 受理 第三七二号 昭和三十一年二月三日 受理

学校教職員の定数増員等に関する請願 請願者 山形市旅籠町県庁内山形県地方教育委員会協議会内 岩堀庄作外二名

紹介議員 海野 三朗君

山形県においては、財政の危機を切り抜けるため教育費と教員数を減らす計画を樹てているが、養護教員もいよいよ地の学校がある現状において、教員の減員は、憂慮すべきものであるから、本県教育の伸展のためむしろ教員定数の増加を図られたいとの請願。

第三六四号 昭和三十一年二月三日 受理 第三六四号 昭和三十一年二月三日 受理

学校保健法制定に関する請願 請願者 福井県坂井郡金津町淹

紹介議員 小幡 治和君

全国学校保健会、学校健康教育懇談会、全国学校保健推進協議会連合会は、数年来学校保健法制定促進に努めてきたのであるが未だその実現を見ないのは遺憾である。学校における健康管理に関する法規としては、学校身体検査規程(省令) 学校伝染病予防規程(省令) 教員保養所令(勅令) 等があるが、これらはいずれも時代的ずれが大きくなつてゐる現状であるから、教育委員会の即時廃止を行はると共に、保健主事、学校医、学校

地方財政確立と合併町村育成強化のために、地方制度の抜本的改革を行い、国、地方行政事務の再配分とこれに対する税源の配分調整措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十一年二月十七日印刷

昭和三十一年二月十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局